

## 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年1月27日定例教育委員会が、一宮市立千秋東小学校図書室に招集された。

### 1 定例教育委員会議案案件

第1号議案 一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

第2号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

### 2 出席委員

小川委員長 森委員 河合委員 關戸委員 中野教育長

### 3 欠席委員

無

### 4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

杉山教育文化部長 野田教育文化部次長 脇田中央図書館長 吉川博物館長 堀総務課長  
高橋学校教育課長 堀学校給食課長 村瀬生涯学習課長 大野スポーツ課長 安達教育指  
定管理課長 志知図書館事務局長 伊藤博物館事務局長

### 5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

森総務課副主監 長谷川総務課主査 平野総務課主査

### 6 傍聴者

無

## 会 議 て ん 末

委員長（午後1時30分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、1月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を河合委員と森委員のお二人にお願いいたします。それでは、12月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、12月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第1号議案 一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、ご説明をお願いします。

村瀬生涯学習課長

第1号議案 一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしく

ご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

全委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第1号議案 一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第2号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

高橋学校教育課長

受付番号第44号から第47号について後援内容説明。

堀学校給食課長

受付番号第1号について後援内容説明。

村瀬生涯学習課長

受付番号第66号から第70号について後援内容説明。

大野スポーツ課長

受付番号第43号から第49号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

生涯学習課分の受付番号70番の春季謡曲大会ですが、この謡曲というのはどういうものですか。それから対象者は決められているのですか。

村瀬生涯学習課長

謡曲とは謡（うたい）のことです。対象者は一般の方で特に指定はございません。

森総務課副主監

補足させていただきますと、能でうたわれる曲が独立したものを謡といいまして、正座して本に添って物語をうたうというものです。番手物というものがありまして、それに基づきまして順番に一日かけてやるような行事でございます。

委員長

他に何かございませんか。

委員

学校給食課受付番号1番ですが、一宮の学校給食を考える会の説明資料がありますが、普段はどういった活動をしているのですか。

堀学校給食課長

一番最後の資料の裏面を見ていただきますと、2014年3月末に会が発足しております。最近の活動としては、平成27年度に3回開催しました一宮市学校給食審議会を傍聴してみえます。

委員

この講演会の案内はどういった形で発信される予定でしょうか。心配するのは、対象は一般の方だとは思いますが、発信の仕方によっては偏った方向にいつてしまうのではないかという気がしたので、もしお聞きになっているのであれば教えていただきたい。

堀学校給食課長

提出されている後援名義使用許可申請書の中にはそのようなことが記載されておられますので、どのようにこのチラシを配布されるのかということとは分かりません。

委員長

他に何かございませんか。

委員

同じく学校給食課の1番です。講演会の演題が「自校給食でステキに！」とありますけれども、自校給食にした方が良いというような内容ですと、一宮市の給食はセンター方式と自校方式の両方がありますが、市でやってみえることと違う部分が出てきて問題が起きなければいいと思いますが、その点は大丈夫ですか。

堀学校給食課長

一宮市学校給食審議会での議論の中でも、自校方式でいくのかセンター方式でいくのかという辺りでまだ明確な道筋をつけていないということがあります。平成28年度に基本構想を策定する予定でありますので、その中で道筋というか方向性が決まってくるかと思えます。ですから、今の段階では幅広く議論をしていただくという意味あいでは、特に支障があるとまではいえないのかなと思えます。また、後援名義使用許可基準第2条第2項に許可しないものとして(1)から(8)まで掲げてありますが、特に支障があると認める事業というわけでもないのです。消去法でいきますと、許可基準第2条の(7)に該当するとせざるを得ないのかなと思えます。

委員

いろいろな考え方があっても良いと思いますが、このチラシに「一宮地区のセンター給食では、時間が無くゆっくり食べられない」とあります。アレルギー対応とか作り手が子どもに見えないとかはまだ分かりませんが、時間的な問題は、自校方式とセンター方式のどちらも昔から変わらないと思うので、センター給食じゃなかったらゆっくり食べられるということでもないと思えます。この書き方は少し引っかけますがいかがでしょうか。

堀学校給食課長

この辺の表現については、私どもといたしましても少し気になるころではありますが、こちらからあれこれ言ってよいものかどうかというところがあります。

委員

質問の方向を変えますけれども、この一宮の学校給食を考える会がどういう性格をお持ちだということは把握しておられますか。つまり、ここにあるように自校給食を進めたいということを考えてみえるのか。それとも、こういう講演会をもつということで市民の方に広く知っていただくということを考えてみえるのか。根本的なことを言いますと、この一宮の学校給食を考える会の性質と申しますか、どういう方がどんな趣旨でやってみえるのかということを知りたい。もし把握してみえるようでしたら教えてください。

堀学校給食課長

資料裏面に、2015年2月27日「子どもを大切に、おいしい学校給食を願う請願書」を市議会に提出というのが書いてありますけれども、その要旨といたしましては、一宮地域のマンモスセンター方式をやめ、計画的に自校方式に切り替えてほしい。また尾西・木曽川地域の自校方式を今後も継続してほしいという旨の請願書を市のほうへ提出した

ということであります。この一宮の学校給食を考える会というのは、基本的には自校方式を推奨していきたいという団体であると考えられます。

#### 委員

行政はセンター方式でやるというお考えをお持ちであれば、こういった反対の意見を出される講演会に後援名義を認めるというのは変な感じがします。先ほどの説明ですと、平成28年度までは方針を決めないということでしたが、変な方向にいかないか心配をするのですけれども問題はないでしょうか。

#### 堀学校給食課長

事務局といたしましては、最初は教育委員会の後援名義を与えた場合に、タイトルからいたしましても、一般市民の目から見て市は自校方式を推奨しているのではないかと受け取られかねないというふうにも思いましたが、許可基準の第2条と照らし合わせまして教育委員会として支障があるかないかの辺りをどのように判断するかということに迷いまして、結局教育委員会の判断に委ねるわけなのですが、事務局としては(7)で出させていただいたということであります。

#### 委員

会則の4に「当面はカンパにより運営します」とありますが、もし大勢の人が集まる場でカンパをする話が出たり、実際にそういう場になってしまったりしたら、営利目的とまではいかないにしても許可基準に反するような気がしますし、教育委員会が後援する事業がカンパの場になってはちょっとまずいのではないのでしょうか。その辺を確認する必要があるのではないかと思います。

#### 委員

会場でカンパを集めることはやめてもらうという付帯条件を付ければ、そういうことは止められると思います。

#### 中野教育長

先ほどからのお話を聞いていますと、この事業に関してはこのまま後援名義を認めるにはいささか懸念されることがあるのではないかというご意見が多いようです。ただ、今は学校給食審議会で協議している最中であるので、間口を両方に広げていろいろな立場で自由に意見を言ってもらおうということで、後援名義を認めるスタンスでいきたいというのが事務局の考え方ですね。

#### 堀学校給食課長

そのとおりです。

#### 委員

先ほど、チラシの文言に対して、こちらからはあれこれ言えないといわれましたが、この「センター給食では、時間が無くゆっくり食べられない」という部分がどうしても引っかかります。このままでは、一宮市内の自校給食のところとセンター方式の給食のところとではそんなに時間が違うのかと受け取られると思います。その辺はどうなのでしょう。

#### 堀学校給食課長

今日、委員の皆さんも食べていただいてお分かりになったと思いますが、食べる時間がないということはそれほど感じられなかったと思います。このチラシの文言は、申請者としては自校給食の推奨をという思いがあるものですから、こういったちょっと過ぎた

表現になっているのかなということは感じます。

委員長

他に何かございませんか。

委員

後援名義に関してはこの場で議決をとって結論が出ると思いますが、チラシの文言まで教育委員会の後援名義をとるわけではないですから、この部分のところまでは私たちが口出しはできないかなと思います。それから、5年前の東日本大震災のときに、放射能のことでいろいろな活動を起こされた方があったように記憶しております。このときは食の安全ということで、給食食材の産地などの学校給食会ホームページへの掲載や精度の高い線量計の給食センターへの導入を働き掛けたり、講演会とかもいろいろと開催されたりしていたと思いますが、この折に教育委員会として講演会などに後援名義を出されましたか。

堀学校給食課長

学校給食課としては後援名義申請を受けたことはございません。今回が初めてのケースでございます。

委員長

委員会が始まってちょうど1時間ということですので、ここで暫時休憩します。

(暫時休憩、委員間協議)

委員長

委員会を再開します。協議の結果、学校給食課受付番号1番につきましては後援名義の使用を許可することといたします。

委員長

他に何かございませんか。

委員

スポーツ課の44番ですが、剣道大会ということで、参加料がチーム単位の5,000円ということになっておりますがどのように払うのですか。

大野スポーツ課長

ただ今の参加料のことではございますが、1チーム5,000円ということですから、その団体として支払うということではございます。

委員

1チーム何名で構成されるのでしょうか。

大野スポーツ課長

1チーム5名で構成されます。

委員長

他に何かございませんか。

中野教育長

同じくスポーツ課の44番についてですが、先ほどのスポーツ課長の説明の中で出てきた過去9回行われた一豊杯剣道錬成大会というのは別にあるわけですか。

大野スポーツ課長

今まで行われてきた一豊杯剣道錬成大会はなくなりましたが、参加対象を市内の小中学生から西尾張地区の小中学生に変えて、大会名も変えて開催していくということです。

中野教育長

参加対象を西尾張地区の小学生に広げたということですが、中学生は対象外ですか。

大野スポーツ課長

そういうことでございます。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第2号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

## 報 告 事 項

堀総務課長

いちのみやの教育を考えるシンポジウムについて

高橋学校教育課長

中学校生徒の死亡事件について、産業医に関する住民監査請求の結果について、インフルエンザによる学級閉鎖について

大野スポーツ課長

第14回いちのみやタワーパークマラソンについて

安達教育指定管理課長

一宮市総合体育館開館5周年記念イベントについて

## そ の 他

堀総務課長

2月・3月・4月・5月・6月の定例教育委員会の日程について、小・中学校卒業式について、辞令伝達式について

## 閉 会 宣 言

委員長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員